相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字原ヶ平字山中二〇番地一八、最後の住所青森県弘前市大字清水森字村元五五番地三　被相続人　亡　藤田　隆行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

青森県弘前市大字塩分町四番地四　小田切さとる法律事務所

相続財産管理人　米山　達三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市安積町荒井字田中屋敷五番地、最後の住所福島県郡山市安積町荒井字田中屋敷四番地　被相続人　亡　手塚　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

事務所福島県郡山市麓山一丁目一六番一一号　相続財産管理人　弁護士　吉津　健三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市柏井二二四番地、最後の住所茨城県水戸市緑町三丁目九番三五号　被相続人　亡　郡司　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル二階　相続財産管理人　阿久津正晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目一二二八番地、最後の住所さいたま市見沼区東大宮五丁目二五番地九タテヤマパークハイツ一〇一　被相続人　亡　佐藤　豊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

さいたま市浦和区高砂二―一―二　駒崎ビル四〇二号　髙橋徹総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県吉川市大字平方新田一四〇三番地、最後の住所千葉県野田市山崎七九七番地の五　被相続人　亡　利根　好治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡北御牧村三三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小宮山うめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

長野県上田市中央西二丁目三番五号　相続財産管理人　司法書士　渡邊　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡富士見町落合九九九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　繁方

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

長野県諏訪市清水一丁目三番二二号　相続財産管理人　花岡　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市八町二丁目四番、最後の住所三重県津市半田一〇八番地一　被相続人　亡　稲垣　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

三重県津市栄町二丁目四六六番地　相続財産管理人　小林　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満二丁目五番地、最後の住所大阪市北区本庄東三丁目五番一九―一〇〇一号　被相続人　亡　茨木　裕代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十三日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階　相続財産管理人弁護士　井上　賢

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条第二項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一六二四号

㈢　商号　グッドラックツアー株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　グッドラックツアー株式会社　東京都港区芝公園二丁目九番五号　代表取締役　松岡　常次

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年7月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ポスアンドケイリソーシズ株式会社　②東京都知事118752　③代表取締役　柿沼孝始　④東京都港区西新橋一丁目19番６号桔梗備前ビル　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西新橋一丁目19番６号桔梗備前ビル　ポスアンドケイリソーシズ株式会社　代表取締役　柿沼孝始

㈤　主たる営業所の所在地　東京都港区芝公園二丁目九番五号向陽ビル三階

㈥　旅行業の登録年月日　平成十一年十二月二十四日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年七月五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十二年七月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　社団法人日本旅行業協会　会長　金井　耿